

第4章 災害応急対策計画

この計画は特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害の発生への防御、又は災害の拡大を防止することを目的とする。

第1節 通信情報計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における緊急通報、気象等予警報の伝達、災害情報の収集・伝達及び災害広報について定める。

1. 異常現象の範囲

特定事業者等は下記による異常現象が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに消防機関に通報するとともに、関連事業所及び共同防災組織に連絡する。

(1) 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火設備又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの。

(2) 爆発

施設、設備等の破損が伴うもの。

(3) 漏洩

危険物、指定可燃物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩。

ただし、次に掲げる少量の漏洩で、泡散布、散水、回収、除去等の保安上の措置を必要としない程度のもを除く。

ア 製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う製造等施設設備の正常な作動又は操作によるもの。

イ 発見時に既に漏洩が停止しているもの又は製造等施設設備の正常な作動若しくは操作により漏洩が直ちに停止したもの。

(4) 破損

製造等施設設備の破損、破壊、損傷等の破損であって製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに修復、使用停止等緊急の措置を必要とするもの。

(5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの等、上記(1)から(4)に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの。

2. 通報基準

(1) 特定事業所

特定事業者等は、当該事業所において、異常現象の発生を受け、又は自ら発見した場合は、直ちに消防機関へ通報するものとする。

通報内容については、発生時刻、発生場所、死傷者の有無、異常現象の内容及び応急処置等とし第1報の時点において、明らかでない事項については、判明しだい逐次通報するものとする。

(2) 消防機関

ア 特定事業者等から通報を受けた場合は、直ちに「即報様式」により防災本部に通報するものとする。

イ 次に掲げる事故を覚知したときは、第一報を防災本部に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、「即報様式」により報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対して行うものとする。

① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物，高圧ガス，可燃性ガス，毒物，劇物等を貯蔵し，又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- ② 危険物，高圧ガス，毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3. 通報系統

通報は，有線（一般加入電話，専用電話，119番等），防災行政無線，又は防災相互無線等災害の状況に応じ，別図（通報系統図）により，最も迅速かつ的確な方法で行うものとする。

- (1) 仙台地区（別図1，2）
- (2) 塩釜地区（別図3）

4. 気象等予報・警報の伝達

仙台管区気象台が発表する気象等に関する警報・注意報等の伝達は，次により行う。

- (1) 伝達すべき気象等警報・注意報等の種類

風雪注意報，強風注意報，大雨注意報，大雪注意報，雷注意報，乾燥注意報，波浪注意報，高潮注意報，洪水注意報，暴風警報，暴風雪警報，大雨警報，大雪警報，高潮警報，波浪警報，洪水警報及び地震・津波等に関する警報・注意報・情報等

- (2) 伝達系統

（別図4，5）

- (3) 特定事業所における受理体制

特定事業所においては，各機関からの情報受理による外，自ら積極的に収集するものとし，仙台管区気象台から直接受理できる模写伝送装置の設置を検討する。

5. 連絡体制の確立及び災害情報収集・連絡活動

特定事業所，消防機関，防災本部，県警察本部，関係市町その他防災関係機関は，次のとおり連絡体制を確立し，災害情報収集および連絡活動を行うものとする。

- (1) 連絡体制の確立

（特定事業所）

特定事業所は，通報・連絡組織を確立し，通信責任者及び情報処理担当者を選任しておくものとする。

（消防機関及び関係市町）

内部組織に相応した情報収集・連絡体制を整備確立し，的確に災害情報を収集し連絡活動を図るものとする。主な活動は次のとおりである。

ア 消防機関

① 災害発生特定事業所からの通信受理

② 災害情報の積極的収集

③ 当該市町の防災主管課，防災本部，石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。），隣接市町，他の消防機関，その他防災関係機関等との相互連絡

イ 関係市町（防災主管課）

① 消防機関との相互連絡

② 隣接市町防災主管課との相互連絡

（防災本部及び県警察本部）

内部組織に相応した情報収集・連絡体制を確立し，的確な情報収集と効率的な連絡活動を実施するものとする。

ア 防災本部

消防機関から災害情報の連絡を受けた防災本部は，災害の内容を的確に判断し関係機関へ連絡又は報告するか，応援要請が必要となる場合を考慮し，自衛隊，その他防災関係機関に対し相互連絡をするものとする。

イ 県警察本部

所轄警察署を通じ情報収集に努めるとともに，防災本部，現地本部と相互に連絡を行うものとする。

（その他の防災関係機関）

各々の機関は，その組織を通じて関係の情報収集のため，消防機関，防災本部等と相互連絡を行い，効果的な応急対策を図るものとする。

- (2) 連絡系統

（別図1～3）

(3) 災害の情報の内容及び連絡

災害情報の内容は、今後の災害応急措置の実施及びその実施の調整に必要な次の事項とし、当該各事項が判明次第、逐次報告するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 今後必要とされる対策
- エ 各機関の応急対策の調整を必要とする事項

6. 災害広報

防災関係機関は、災害時の混乱した事態に地域住民の不安及び秩序の回復を図るため。災害の状態、災害応急対策の実施状況、又はその時々に必要な情報等を各防災関係機関と連携を図りながら、広報対象者、範囲等の状況に応じ、迅速かつ的確に広報できる手段を選択し、提供するものとする。

(1) 防災関係機関

特別防災区域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次により地域住民に対し広報活動を実施する。

① 広報内容

ア 宮城県

- (ア) 災害の発生状況等
- (イ) 災害応急対策の実施状況
- (ウ) 予想される災害の態様
- (エ) 住民のとるべき措置
- (オ) 避難に関する情報
- (カ) その他必要な情報

イ 関係市町

- (ア) 災害の発生状況等
- (イ) 災害応急対策の実施状況
- (ウ) 予想される災害の態様
- (エ) 住民のとるべき措置
- (オ) 避難（勧告・場所等）に関する措置
- (カ) その他必要な情報

ウ 関係消防本部

- (ア) 災害発生状況及び消防活動状況
- (イ) 火気使用に関する措置及び火災警戒区域の設定に関する情報
- (ウ) その他必要な情報

エ 宮城県警察本部

- (ア) 災害の発生状況等
- (イ) 避難に関する情報
- (ウ) 緊急通行路確保のための交通規制に関する情報
- (エ) 犯罪予防に関する事項
- (オ) その他必要な情報

オ 宮城海上保安部

- (ア) 災害現場周辺の船舶に対する火気使用に関する措置
- (イ) 船舶交通に関する事項
- (ウ) その他の必要な情報

② 広報の方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じたの広報
- イ 同報無線、有線放送等による広報
- ウ 広報車による広報
- エ 広報紙による広報
- オ チラシ、パンフレットによる広報
- カ ヘリコプター等による広報

(2) 特定事業者

防災関係機関が、効果的な広報活動を行うことができるよう、迅速かつ的確に以下の情報を提供すると共に、防災関係機関からの指示に従うものとする。又災害が発生し、災害の態様・規模によって一刻を争うような時間的に防災関係機関の活動が間に合わない状況等においては、防災関係機関の指示のもと、特定事業者が広報活動を実施する。

- ア 災害の発生状況（異常現象を含む）
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 予想される災害の態様
- エ その他必要な情報

(3) 報道機関への要請

防災本部及び現地本部は、特別防災区域周辺の住民に重大な影響を与え、又は与えるおそれがある災害等が発生した場合は、災害の状況に応じ「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関に広報要請するものとする。

7. 通信の確保

応急対策の実施に必要な通信は、公衆電気通信設備及び各機関の専用線・無線を使用するものとするが、これによる通信が不可能な場合又は著しく困難な場合は、他の機関が設置する有線電気通信設備及び無線通信設備の利用を図る。

また、応急対策の実施に必要ながあると認められる場合は、日本電信電話㈱宮城支店に対し臨時電話回線の設置を依頼する。

なお、防災関係機関相互の防災対策に関する通信ができる無線局の設置を積極的に推進する。

8. 報告書の提出

(1) 消防機関は、発生した災害の状況及びその実施した災害応急措置の概要について、消防庁が示す「火災・災害等即報要領」に基づき防災本部（現地本部が設置されている場合は、現地本部）に逐次報告するものとし、当該災害の応急措置が完了した後、消防庁が示す「危険物製造所等及び石油コンビナート等特別防災区域における事故報告要領」に基づき、所定の様式により速やかに防災本部に報告するものとする。

(2) 特定事業所は、災害の状況及び実施した措置等について、次の項目を防災本部に報告するものとする。

- ア 事業所名及び所在地
- イ 発生場所
- ウ 発生日時
- エ 発生時の運転・作業状況
- オ 事故の経緯
- カ 人的被害及び物的被害
- キ 原因
- ク 今後の対策

第2節 防災活動の基準に関する計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において防災活動の一体性が保持されるよう、自衛防災組織又は共同防災組織の防災活動等の基準について定める。

1. 班の編成及び活動の分担

自衛防災組織又は共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という）は、次の基準により班を編成し、防御活動を分担する。

(1) 通信情報班

- ア 異常現象が発生した場合の消防署への通報
- イ 事業所内及び関係事業所への通報
- ウ 災害情報の収集並びに防災本部及び防災関係機関への伝達

- エ 防災関係機関の指示による広報
- (2) 作業班
 - ア 各施設の運転停止等の措置
 - イ 応急対策工事の実施
- (3) 避難誘導班
 - ア 従業員の避難誘導
 - イ 消防機関等の現場への誘導
 - ウ 事業所内の警備
- (4) 救護班
 - ア 負傷者等の救護
 - イ 災害応急対応業者への給食の提供
- (5) 補給班
 - ア 消火薬剤等防災資機材の調達及び補給
 - イ 輸送車両及び船舶の確保並びに運転の実施
- (6) 防御班
 - ア 消火、延焼防止活動の実施
 - イ 流出油等の防御活動の実施
 - ウ その他災害拡大防止の措置
- (7) 指揮連絡班
 - ア 各班への指令の伝達
 - イ その他各班の連絡調整の実施

2. 出動及び撤収の基準

自衛防災組織等の出動及び撤収の基準は、次のとおりとする。

- (1) 出動の準備
 - ア 強風、波浪、高潮、津波等の気象等予警報が発表され、災害発生のおそれがある場合
 - イ 関係事業所において、異常現象が発生した場合
- (2) 出動
 - ア 事業所内において、異常現象（災害時の規模は問わない。）が発生した場合
 - イ 他の事業所から応援要請があった場合
- (3) 撤収
 - 災害応急対策（災害応急復旧を含む。）が完了した場合

3. 指揮系統

自衛防災組織等の各班に班長を置き、防災管理者及び副防災管理者は各班長を指揮するものとする。

なお、所轄消防本部の消防長又は消防署長若しくは宮城海上保安部長の指示があった場合は、自衛防災組織等は、その指揮の下に防災活動を続行する。

4. 防災活動の基本

異常現象が発生した場合における自衛防災組織等の防災活動の基本は、次のとおりとする。

- (1) 異常現象発生について、迅速かつ確実に消防署に通報する。
- (2) 異常現象に対し、異常現象の発生及び従業員のとるべき措置について周知する。
- (3) 的確な判断のもとに、操業の中止等の措置を講ずる。
- (4) 全組織をあげて初期防御活動を実施する。
- (5) 他の自衛防災組織等に対し、協力を要請する。
- (6) 防災関係機関の受入れ体制を整備する。
- (7) 防災関係機関の災害現場への到着後は、その協力を得て、総力をあげて防御措置を講ずる。

5. 防災要員の安全確保

防災管理者及び各班長は、応急対策に従事する防災要員の安全措置を十分配慮するとともに、特に消火等の防御活

動を実施する防災要員については、爆発等の危険が急迫した場合の早期退避を配慮するものとする。

6. 交替要員の確保

災害の応急対策が長時間にわたる場合に備え、防災要員の交替要員を確保しておくものとする。

第3節 現地防災本部の設置及び運営に関する計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における現地本部の設置及びその業務の実施について定める。

1. 設置基準

- (1) 特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該区域において緊急かつ統一的な防災活動を実施する必要があると防災本部長が認める場合。
- (2) 関係市町長、又は海上保安機関の長から要請があり、防災本部長が認める場合。

2. 現地本部の組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

現地本部長及び現地本部員は次のとおりとする。

なお、現地本部員にやむを得ない事情が生じた場合には、その代理者を当てるものとする。

(1) 仙台地区における災害の場合

ア 現地本部長 防災本部長は、当該災害の発生場所、地理的条件、影響範囲等を考慮し、統一的防災応急対策を実施するのに最も有効な当該区域の市町長を指名するものとし、また防災活動が主として海上で行われる災害にあつては、宮城海上保安部長を指名するものとする。

ただし、災害の発生場所が2市町以上におよび、かつ極めて広範囲に防災活動を行う必要があると認められる場合は、この限りでない。

イ 現地本部員 関東東北産業保安監督部東北支部長、宮城海上保安部長
宮城県警察本部長、宮城県総務部長
仙台市長、多賀城市長、七ヶ浜町長
仙台市消防局長
塩釜地区消防事務組合消防長
仙台地区共同防災運営協議会長
その他、防災本部員のうちから本部長が、その都度指名する。

(2) 塩釜地区における災害の場合

ア 現地本部長 防災本部長は、塩竈市長を指名するものとし、また防災活動が主として海上で行われる災害にあつては、宮城海上保安部長を指名するものとする。

イ 現地本部員 関東東北産業保安監督部東北支部長、宮城海上保安部長
宮城県警察本部長、宮城県総務部長
塩釜地区消防事務組合消防長
仙台市消防局長
塩釜地区特別防災区域協議会長
その他、防災本部員のうちから本部長が、その都度指名する。

(3) 両地区に災害が発生した場合

ア 現地本部長 防災本部員の中から防災本部長が指名する。
イ 現地本部員 前(1)、(2)に掲げる現地本部員

3. 設置場所

- (1) 仙台地区 災害が発生した当該特定事業所内又は、その隣接事業所のうち、連絡調整を実施するに適当な場所に防災本部長が定める。
- (2) 塩釜地区 塩釜地区共同防災組織防災センター又は、塩釜地区消防事務組合消防本部若しくは塩釜港湾合同庁

舎のうち、連絡調整を実施するに適切な場所に防災本部長が定める。

- (3) 両地区 前(1)、(2)のうち防災本部長が定める。

4. 設置手続

防災本部長は、現地本部を設置する際は、現地本部員に対し、設置日時、場所及び設置理由を通知して行うものとする。

この場合、通知を受けた現地本部員は、速やかに設置場所に集合するものとする。

5. 現地本部の業務

現地本部は次の業務を行う。

- (1) 災害活動の指揮統制に関すること。
- (2) 災害情報の収集及び防災関係機関への伝達に関すること。
- (3) 防災関係機関が実施する災害応急対策に係る連絡調整を行うこと。
- (4) (2)及び(3)の事項について、逐次防災本部に報告すること。
- (5) 災害状況、応急対策の進捗等について必要に応じ報道機関に発表すること。
- (6) 災害拡大想定及び応急対策を検討すること。
- (7) その他防災本部の指示事項の実施に関すること。

6. 事務局の設置

現地本部の円滑並びに運営を図るため、次のとおり事務局を設置し、庶務及び連絡活動を行う。

- (1) 事務局に事務局長1名及び事務局員若干名を置く。
- (2) 事務局長は、防災本部長が指名するものとし、事務局員は各現地本部員の所属する機関に勤務する職員のうちから当該現地本部員が指名したものとする。

7. 事務局の業務

- (1) 現地本部の庶務に関すること。
- (2) 災害状況等の把握に関すること。
- (3) 防災関係機関に対する連絡に関すること。
- (4) 現地本部会議の事務に関すること。
- (5) 現地本部の運営記録に関すること。
- (6) その他必要なこと。

8. 現地本部の設備

現地本部の設備は次のとおりとする。

- (1) 通信設備
公衆電気通信設備及び各機関の移動無線設備
- (2) 電気設備
東北電力の移動電源車
- (3) その他
連絡用車両、船艇、放送設備、現地本部表示板、腕章
なお、屋外に設置する場合は、幕舎、机及び椅子等

9. 現地本部と防災関係機関との関係

現地本部は、各応急対策実施機関の長等である各現地本部員の合議により連絡調整を行うものであり、各応急対策実施機関への指示は、各応急対策実施機関の長等が行う。

なお、現地本部運営の基本的構成は別表2のとおりとする。

10. 解散の基準

防災本部長は、災害の危険がなくなつたと認めるとき、又は応急対策活動が完了したと認めるときは、現地本部長の意見を聴き現地本部を解散するものとする。

第4節 火災等災害防御計画

火災、爆発、石油等の漏洩又は流出、その他の事故により災害の防御について定める。

1. 防御活動の主体

- (1) 陸上における防御活動は、主として関係消防機関及び自衛防災組織等が実施する。
- (2) 海上における防御活動は、主として宮城海上保安部及び自衛防災組織等が実施する。
- (3) 岸壁（栈橋）にけい留された船舶の災害の防御活動は、主として関係消防機関及び自衛防災組織が実施し、宮城海上保安部がこれに協力する。

2. 防御活動の基本

- (1) 自衛防災組織等
異常現象が発生した場合は、速やかに消防署に通報するとともに、「防災規程」の定めるところにより、防災関係機関と一致協力し、総力をあげて防御活動を実施する。
- (2) 関係消防本部
関係消防本部は、異常現象発生時の通報があった場合は、それぞれの警防計画又は警防規程等の定めるところにより、直ちに出勤し、総力をあげて防御活動を実施する。
この場合、防災関係機関と緊密な連絡及び調整を行って実施する。
- (3) 宮城海上保安部
異常現象発生時の通報があった場合は、直ちに出勤可能なすべての巡視船艇及び防災用資機材を動員し、関係消防本部その他の関係機関との密な連絡及び調整を行い、防御活動を実施する。
- (4) その他の防災関係機関
異常現象発生時の通報があった場合、又は関係消防機関等から要請があった場合は、直ちに出勤可能な人員及び防災資機材を動員し、その他の防災関係機関と協力して防御活動を実施する。

3. 警戒区域の設定

住民等の危険及び防災関係機関の円滑な防御活動を確保するため、必要な範囲において、次により災害現場への立入り禁止等の措置を講ずる。

- (1) 陸 上
関係消防機関又は警察署は、警戒区域を設定し、立入りの制限、禁止等の措置を講ずる。
- (2) 海 上
宮城海上保安部は、警戒区域を設定し、船舶交通の制限又は禁止の措置並びに危険物積載船舶の移動又は航行の制限等の措置を講ずる。

4. 防 御 活 動

- (1) 陸上火災の防御
 - ① 直接防御
直接防御にあたる消防隊員等は、耐熱服を着用し、また有毒ガス発生のおそれがある場合は、酸素呼吸器等を着用し、射程の長い化学消防車等により短時間に集中的に泡を火点に放射する。
 - ② 間接防御
発泡設備を有しない消防車等は消火活動を援護し、又は隣接タンク等への延焼防止のため、冷却放水を実施する。
 - ③ タンク火災防御
フローティングルーフ型のシール部分の火災は、原則として固定消火設備により泡を放射する。
貯蔵タンクの全面火災は、固定消火設備及び高所放水車等により高所から泡を放射する。
直径 34m以上の浮き屋根式タンクの火災が発生した場合、該当する特定事業所が、広域共同防災組織により整備した大容量泡放射システムによる防災活動が必要と判断したときは、速やかにその資機材を輸送し、防災活動を行う。

④ プラント火災

専門の係員により速やかに機械装置の機能を停止させ、石油等の漏洩の防止策を講じつつ火災の拡大を防止する。また急激な爆発等に備え、消防隊員等の安全を考慮する。この種火災は、専門係員を配して機械装置の機能を十分に把握したうえ、泡又は水の放射その他適切な消火方法を講ずる。

⑤ ガス施設火災防御

ガス貯蔵設備又は配管設備からガスが漏洩し、ガス火災が発生した場合は、次により措置する。

ア 速やかにガスの漏洩停止の措置を講ずる。

イ ガス貯蔵設備等がふく射熱により加熱されるおそれがある場合は、固定散水装置及び消防車等により冷却放水を行う。

ウ 状況に応じた適切な消火の措置を講ずる。

⑥ 車両（ローリー等）火災防御

車両火災が発生した場合は、次により措置する。

ア タンクローリー等からの漏油及びガス漏洩があった場合は、乾燥砂、土のう、油吸着材等及び噴霧注水等により拡散防止の措置を講ずる。

イ タンクローリー等の火災は、粉末又は泡放射により消火する。

ウ 他施設への延焼防止の措置を講ずるとともに、必要に応じ延焼のおそれのない場所に移動する。

(2) 陸上における石油の漏洩又は流出の防御

陸上において、石油が漏洩し又は流出した場合は、次により措置する。

① 貯蔵施設等からの漏洩等の防御

ア 直ちに荷役等を停止する。

イ 土のう、土砂等により流出の拡大を防止する。

ウ 周辺の火気使用を禁止し、警戒線を設定する。

エ 空タンクへの移送等の措置を講ずる。

オ 破孔部の応急補修を実施する。

② 防油堤からの漏洩等の防御

ア 土のう、土砂等により流出の拡大を防止する。

イ 排水溝等の閉鎖を行う。

ウ 当該事業所外への流出を防止するため、敷地外縁部に土のう等を積む。

エ 海上等への流出を考慮し、周辺水域へオイルフェンスを展開する。

③ 流出油の処理

流出油が少量の場合は、油吸着材、乾燥砂で油を除去する。大量の場合は、吸引設備等により空タンク等へ移送し、併せて油吸着材、乾燥砂をもって処理する。

(3) ガス漏洩防御

高圧ガス設備からガス漏洩し爆発又は中毒のおそれがある場合は、次の措置を講ずる。

① 高圧ガス設備の運転その他の作業を中止する。

② 大量漏洩を防止するため貯槽等の緊急しゃ断弁を操作する外、漏洩箇所周辺の弁閉止作業を行う。

③ ガス検知により、警戒区域を設定し、火気の使用を禁止する。

④ 周辺地域の住民に火気使用禁止の広報を行い、特に風下の住民は、直ちに避難させる。

⑤ 漏洩箇所の応急処理を行う。この場合、ガスの濃度、性質等を十分把握し、引火又は中毒等の二次災害等の発生に至らないように考慮する。

⑥ 漏洩ガスの拡散等の措置を講ずる。この場合、ガスの性質により低部への流れ込みによるマンホール、下水管、排水溝での爆発等の二次災害の防止を考慮する。

(4) 海上火災防御

流出油の海面火災及びタンカー等に火災が発生した場合は、次により措置する。

① 海面の油火災防御

ア 巡視船艇等により化学消火を実施する。

イ 陸岸に近接している場合は、消防ポンプ車等により火災防御を実施する。

ウ 付近船舶を避難させるとともに、付近海域の航行禁止等必要な措置を講ずる。

② タンカー等火災防御

ア 巡視船艇等により消火作業を実施する。

- イ 巡視船艇等により乗組員の救出を行う。
 - ウ えい航可能でかつ必要がある場合、他の影響を及ぼさない場所へ移動する。
 - エ 付近航行船舶、停泊船舶の避難及び付近海域における船舶航行禁止等必要な措置を講ずる。
 - オ 必要により、周囲にオイルフェンスを展張するとともに、残油採取が可能な場合は、油パージ、タンカー等により油抜き取り作業を実施する。
- (5) 海上における石油の漏洩又は流出の防御
- タンカー事故等及び荷役中の油流出並びに陸上からの油の流出等が発生した場合は、次により措置する。
- ① 荷役中又は陸上からの流出油防御
 - ア 直ちに荷役等を中止する。
 - イ 事故発生船舶、付近船舶、作業船及び関係事務所は、火気の使用を禁止する。
 - ウ オイルフェンスを展張し、漏油の拡散を防止する。この場合において、河川又は港外への流出を防止するため河口及び港口をオイルフェンスで閉鎖する。
 - エ 事故発生船舶付近水域の船舶航行を禁止する。
 - ② タンカー事故による油の漏洩防御
 - ア 空タンク等への移送の措置を講ずる。
 - イ 巡視船艇等により事故発生船舶乗組員の救出、漏油の状況調査を行う。
 - ウ 事故発生船舶、付近船舶、作業船及び関係事務所の火気使用禁止の措置を講ずる。
 - エ 事故発生船舶の周囲にオイルフェンスを展張し、漏油の拡散を防止する。また、漏油等が運河又は港内の場合は、河口及び港口をオイルフェンスで閉鎖する。
 - オ 事故発生船舶付近水域の船舶航行を禁止する。
 - カ 油パージ、タンカー等により積載油の抜き取りを行う。
 - キ 破孔部の補修を行う。
 - ③ 流出油の処理
 - 流出油の処理は、油回収船及び油回収機器並びに油吸着材等により回収する外、油処理剤により処理する。ただし、流出油が少量の場合は、油処理剤を使用しないものとする。
 - なお、流出油の回収後は、岸壁、栈橋等に付着した流出油は、油吸着剤等によりふき取り洗浄を行う。
- (6) 毒物・劇物の漏洩防御
- 毒物や劇物が漏洩した場合において、事業所は敷地外への流出、飛散を防止するため、次の措置を講ずる。
- ア 直ちに保健所、警察署、消防署に通報する。
 - イ 貯蔵設備等の弁閉止等の措置を講じ、漏洩を停止する。
 - ウ 流動性物質については、排水口の閉鎖、土のう積み等により事業所敷地外への流出を防止する。この場合、地下への浸透防止も考慮する。
 - エ 飛散性物質については、土砂、ビニール等で覆い、飛散を防止する。
 - オ 洗浄、中和等必要な措置を講ずる。
- (7) 毒性ガスの防御
- 高圧ガス設備以外の設備において、火災等の異常現象により、毒性ガスが発生し、中毒のおそれがある場合は、次の措置を講ずる。
- ア 設備の運転停止など、必要な措置を講ずる。
 - イ ガス検知器等により、ガスの性状等を把握し、風向、風速等により周辺住民に対し影響が予想される場合は、避難計画に基づき必要な措置を講ずる。
 - ウ 毒性ガスの性状等に応じ、希釈等の措置を講ずる。

第5節 自然災害応急対策計画

地震、津波その他の異常な自然現象が発生し、又は発生するおそれがある場合における、火事、爆発、石油等の漏洩又は流出等の二次災害の発生防止措置について定める。

1. 地震

事業所及び防災関係機関は、直ちに次の措置を講ずる。

(1) 事業所

- ア 出火、爆発、石油等の漏洩等の災害を引き起こすおそれがある場合は、あらかじめ定められた施設の緊急停止手順により施設を安全に停止する等の措置を講ずる。
- イ 事業所等の火気使用を制限する。
- ウ 自衛防災組織の出動準備の体制をとり、防災資機材の準備を行う。
- エ 次の事項について、直ちに点検を実施する。
 - (ア) 石油等貯蔵設備及び配管等の破損、亀裂の有無及び石油等の漏洩の有無
 - (イ) 防油堤、防液堤及び流出油等防止堤の破損、亀裂の有無
 - (ウ) 消火設備等の機能の適否
 - (エ) 安全装置の機能の適否
 - (オ) 電力及び通信設備の機能の適否
- オ 津波の有無等地震情報の収集を行う。
- カ 点検の結果は、直ちに関係消防本部に通報するとともに、設備等に異常があった場合は応急補修を行う。
- キ 隣接事業所の状況を把握する。

なお、下表の例を参考として、各特定事業所で定めた緊急予防措置基準により、緊急予防措置を実施するものとする。

緊急予防措置基準(例)

ガル数	震度	緊急措置内容
5～25	3	1 危険物施設等の監視を強化する。 2 緊急施設点検を行い、異常を確認する。
25～80	4	1 全出荷設備及び全受入設備を一時停止する。 2 緊急時における適切な措置がとれるよう準備態勢を整える。 3 施設等の損傷が発生した場合は、応急措置を実施する。
80～250	5弱 5強	1 危険物及びガス導管等の緊急遮断を行う。 2 危険度の高い危険物施設等は、保安上必要な措置を講じたうえで一時停止する。 3 損傷した施設等の応急措置を実施する。
250以上	6弱 以上	1 危険物施設等の全面停止をする。 ユーティリティ設備等の停止により危険性を伴う設備については、危険性を回避するためのマニュアルを定め、適切な措置を実施する。 2 危険物施設等の状況及び安全性を確認し、損壊した施設等の応急措置を実施する。

(2) 関係消防本部

- ア 地震の程度により、出動の準備体制をとるとともに、必要と認める場合は、警戒出動を行う。
- イ 地震に関する情報を収集するとともに、必要に応じ特定事業所等に連絡する。
- ウ 事業所等の被害状況の把握に努め、防災関係機関との情報交換、連絡を密にするとともに、必要に応じ防災資機材の準備を行い、危険物等の漏洩等があった場合は、防除活動及び防除の指導を行う。
- エ リ災者の救出、救護、行方不明者の捜索を行う。
- オ 必要に応じ消防団の活動を指示する。

(3) 宮城海上保安部

- ア 津波の有無等について情報を収集するとともに、必要に応じ、巡視船艇等を出動させ警戒にあたる。
- イ 必要に応じ、船舶等に対し警報を伝達し、避難の指示を行う。
- ウ 事業所等の被害状況の把握に努め、流出油等があった場合は、防除活動及び防除の指導を行う。
- エ リ災者の救出、救護、行方不明者の捜索を行う。

(4) 宮城県警察本部

- ア 交通の危険防止と交通秩序の確保の措置を講ずる。
- イ 危険区域に対する立入禁止と警戒警備を実施する。
- ウ リ災者の救出、救護、行方不明者の捜索を行う。
- エ その他犯罪の予防取締りを行う。

(5) 関係市町

- ア 地震情報、被害状況の把握に努め、住民等への被害状況や避難に関する情報提供など必要な広報を行う。
- イ 避難所の開設、ライフラインの確保等必要な措置を講ずる。

(6) その他の防災関係機関

- ア 地震情報、被害状況の把握に努め、警戒体制をとる等必要な措置を講ずるとともに、関係機関相互の情報連絡を密にする。
- イ 被害が発生した場合は、直ちにその所管に係る施設等の復旧作業を実施する。

2. 津波及び高潮

津波警報又は高潮警報が発表された場合、あるいは津波又は高潮が発生した場合は、人命尊重を最優先とし、次の措置を講ずる。

(1) 津波警報又は高潮警報が発表された場合

① 事業所

- ア 従業員の避難を実施する。
- イ あらかじめ定められた施設の緊急停止手順により、施設を安全に停止させる等の措置を講ずる。
- ウ 荷役中の船舶は、荷役作業を中止するとともに、直ちに離岸し、港外への避難を実施する。
- エ 自衛防災組織等は、浮遊するおそれのある物件を除去又は固定するとともに、排水口の閉鎖等の措置を講ずる。

② 関係消防本部

- ア 広報車等により、沿岸住民及び事業所に対し避難等についての広報を実施する。
- イ 津波情報等を収集し、出動の準備体制を整えるとともに、必要と認める場合は、警戒出動を行う。
- ウ 津波情報等を収集し、特定事業所等に提供するとともに、必要な措置について指導する。
- エ 必要に応じ、消防団の活動を指示する。

③ 宮城海上保安部

- ア 船舶等に対し警報を伝達し、避難の指示を行う。
- イ 必要により巡視船艇を出動させ非難の指導及び警戒等の措置を講ずる。

④ 宮城県警察本部

- ア 津波情報等を収集し、沿岸住民及び事業所に対し避難等についての広報を行い、必要に応じ避難誘導を実施する。
- イ 交通の整理、規制及び警戒警備を実施する。

⑤ 関係市町

- ア 津波情報等の把握に努め、沿岸住民及び事業所等に対し避難等についての広報を行い、必要に応じ避難の勧告又は指示を行う。
- イ 避難の誘導及び避難所の開設等の措置を講ずる。

⑥ その他の防災関係機関

- 津波情報の把握に努め、警戒体制をとる等必要な措置を講ずるとともに、防災関係機関相互の情報連絡を密にする。

(2) 津波が発生した場合

津波等が発生し、その後の津波等のおそれがないときは、事業所及び防災関係機関は、次の措置を講ずる。

① 事業所

- ア 次の事項について、直ちに点検を実施する。
 - a 石油等貯蔵設備及び配管等の破損、亀裂の有無並びに石油等の漏洩の有無
 - b 防油堤、防液堤及び流出油等防止堤の破損、亀裂の有無
 - c 消火設備等の機能の適否
 - d 安全装置の機能の適否
 - e 電力及び通信設備の機能の適否
- イ 点検の結果は、直ちに関係消防本部に通報するとともに、設備等に異常があった場合は応急補修を行う。
- ウ 防油堤及び敷地内のたん水の排除作業を行う。
- エ 隣接事業所の状況を把握する。

② 関係消防本部

- ア 被害状況の把握の指導を行う。
- イ 事業所が実施するたん水排除作業に協力する。
- ウ 危険物等の漏洩等があった場合は、防除活動及び防除の指導を行う。
- エ り災者の救出、救護、行方不明者の捜索を行う。
- オ 必要に応じ消防団の活動を指示する。

③ 宮城海上保安部

- ア 船舶事故又は流出事故等の有無について調査を行い、流出油等があった場合は、防除活動及び防除の指導を行う。
- イ り災者、救護、行方不明者の捜索を行う。

④ 宮城県警察本部

- ア 交通の危険防止と交通秩序確保の措置を構ずる
- イ 危険区域に対する立入禁止と警戒警備を実施する。
- ウ り災者の救出・救護を行う。
- エ 行方不明者の捜索を行う。
- オ その他犯罪の予防取締りを行う。

⑤ 関係市町

- ア 津波情報の把握に努め、住民等への被害状況や避難に関する広報を行う。
- イ 避難所を開設し、住民の安全を図るとともに災害復旧に必要な措置を

⑥ その他の防災関係機関

- ア 避難の有無及び状況について調査を行う。
- イ 被害が発生した場合は、直ちにその所管に係る施設等の復旧作業を実施する。

3. 強風又は波浪

強風又は波浪に関する警報・注意報が発表された場合、又は強風、波浪が発生した場合においては、事業所は、次の措置を講ずる。

(1) 強 風

- ア 火気の使用を制限する。
- イ 石油等貯蔵設備及び配管等を損壊するおそれのある飛散しやすい物件を、除去又は固定する等の措置を講ずる。

(2) 波 浪

- ア タンカー等の荷役作業を中止する等の措置を講ずる。
- イ 荷役栈橋上の配管の損壊防止措置を講ずる。
- ウ 防油堤及び敷地内への海水の浸入を防止する措置を講ずる。

4. 大 雨

がけ地に近接する事業所が所在する塩釜地区においては、大雨に関する警報・注意報が発表された場合、又は多量の降雨があった場合は、次により、がけ崩れ等の防止措置を講ずる。

(1) 事業所

- ア 土砂崩壊危険の有無について、随時警戒を実施する。
- イ 土砂崩壊の危険がある場合は、直ちに消防署等に通報するとともに、がけ面をシートで覆う等、土砂崩壊の防止措置を講ずる。
- ウ 土砂崩壊により破損するおそれのある石油等貯蔵設備又は配管がある場合は、必要に応じ、当該設備等の使用を中止する措置を講ずる。

(2) 塩竈市及び塩釜地区消防事務組合消防本部

- ア 土砂崩壊危険の有無について、随時警戒巡視を実施する。
- イ がけ地隣接事業所がとるべき措置について指導を行う。

第6節 避 難 計 画

特別防災区域に隣接する地域の住民及び特定事業所等の従業員等の生命、身体を保護するために必要な避難措置について定める。

1. 避難の基準

- (1) 火災による放射熱が、人体に対する安全性の限界値を超えた場合、又は超えると予想される場合
- (2) 可燃性ガスの漏洩拡散により、爆発下限限界値を超えた場合、又は超えると予想される場合
- (3) 可燃性ガスタンク及び機器等の異常圧力上昇等により爆発危険が生じた場合、又は生じると予想される場合
- (4) 毒性ガスの漏洩拡散により、人体への影響値を超えた場合又は超えると予想される場合
- (5) その他、住民の生命及び身体を保護するために、関係市町長等が必要と認めた場合

2. 実施内容

(1) 関係市町

関係市町長は、特別防災区域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、住民の生命及び身体を保護するために必要と認めるときは、自ら又は警察官若しくは海上保安官に要求し、避難の指示又は勧告を行う。

ア 避難の勧告又は指示の内容

- (ア) 避難対象地域
- (イ) 避難先
- (ウ) 避難経路
- (エ) 避難の指示又は勧告の理由
- (オ) その他必要な事項（出火・盗難の予防措置・携行品等）

イ 避難の措置と周知

避難の指示又は勧告をした場合、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに防災関係機関に対して連絡する、又解除したときも同様とする。

ウ 周知方法

避難の措置を実施するときは、同報無線等を活用するほか、関係消防本部の協力を得て広報車、放送設備、サイレン等により速やかに伝達する。

(2) 宮城県警察本部

ア 警察官は、関係市町長から要請があったとき、又は関係市町長が避難の指示又は勧告ができないと認めるときは、住民その他関係者に対し、避難の指示及び必要な措置をとる。この場合は、直ちに関係市町長の通知するものとする。

イ 警察官は、指示された避難場所及び避難経路を掌握し、避難の指示、勧告がなされた場合には、速やかに住民に伝達する。

(3) 宮城海上保安部

ア 海上保安官は、海上において人命救護のため必要があるとき、又は関係市町長から要請があったとき、若しくは関係市町長が避難の指示又は勧告ができないと認めるときは、船舶常船員、旅客、住民に対し避難の指示又は勧告を行う。

イ 必要な措置を行ったときは、直ちに関係市町長に通知するものとする。

(4) 自衛隊

ア 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、住民等に対し避難の指示又は勧告を行う。

イ 必要な措置を行ったときは、直ちに関係市町長に通知するものとする。

(5) 特定事業者

特定事業者は、事業所内の従業員等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、自主的に避難の措置を講ずる。

3. 避難誘導

- (1) 住民の避難誘導に際し、市町職員、警察官、消防職員等は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう要所に誘導員を配置し、避難先への円滑な誘導に努める。
- (2) 誘導に当たっては、避難路の安全を確保し、できるだけ地区ごとなどの集団避難を行うものとし、災害弱者の避難を優先して行う。

4. 避難場所及び経路

(1) 避難場所は次のとおりとする。

ア 仙台地区（別図1）

- ① 仙台市立中野小学校
- ② 仙台市立高砂中学校
- ③ 多賀城北日本自動車学校
- ④ 多賀城市立多賀城東小学校
- ⑤ 緩衝緑地
- ⑥ 松ヶ浜笹山高台
- ⑦ 菖蒲田浜沼又高台
- ⑧ 多賀城市立東豊中学校
- ⑨ 七ヶ浜町立松ヶ浜小学校
- ⑩ 七ヶ浜町立向洋中学校

イ 塩釜地区（別図2）

- ① 塩竈市立第三中学校
- ② 塩竈市立第三小学校
- ③ 塩釜港湾合同庁舎（津波時）

(2) 避難経路については、災害発生状況、風向き、周囲の状況等を考慮し定める。

5. 避難指示又は勧告後の措置

(1) 関係市町長は、避難の指示又は勧告をしたとき、又は警察官あるいは海上保安官から避難の指示又は勧告をした旨通知を受けたときは、速やかに知事（消防課）に報告する。

(2) 特定事業者は、従業員等の避難を実施したときは、速やかに関係市町長に報告する。

第7節 警戒警備，交通規制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、公共の安全と人心の安定を図るとともに、交通の安全と緊急車両の通行確保のため、必要とする警戒警備及び交通規制等について定める。

1. 警戒，警備の実施

宮城県警察本部は、災害発生又は発生するおそれがある場合、特別防災区域及びその周辺地域における公共の安全と人心の安定を図るため、防災関係機関と協力し次の措置を講ずる。

- (1) 危険区域の設定と立入禁止の措置
- (2) 災害現場における雑踏整理
- (3) 被害者の救出救護と行方不明者の捜索
- (4) 危険防止及び犯罪の予防・取締り

2. 交通規制・誘導の実施

宮城県警察本部は、災害の発生又は発生するおそれのある場合、特別防災区域及びその周辺地域の道路における住民等の避難路の確保、一般車両等の交通混雑の防止及び応急対策に従事する車両等の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の措置を講ずる。

(1) 一般車両等の通行を禁止又は制限する。

災害発生又は発生するおそれのある場合には、特別防災区域及びその周辺地域のうち、災害の発生場所、態様、規模等に応じて必要があると認める区域路線について通行を禁止し、又は制限する。

(2) 次の路線の内、必要な路線区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保する。（別紙「緊急交通路」参照）

緊急交通路

- ① 主要地方道仙台松島線
- ② 主要地方道塩釜吉岡線

- ③ 主要地方道塩釜港線
- ④ 三陸縦貫自動車道
- ⑤ 国道4号
- ⑥ 主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線
- ⑦ 臨港道路西幹線
- ⑧ 国道45号
- ⑨ 臨港道路中野幹線
- ⑩ 県道蒲生福田線
- ⑪ 主要地方道塩釜亘理線
- ⑫ 主要地方道仙台塩釜線
- ⑬ 仙台東部道路

第8節 応援要請計画

この計画は、災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要がある場合における応急要請等について定める。

1. 応援の要請

災害が発生した場合において、災害応急対策の実施が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、次の区分により応援を要請する。

(1) 市町村に対する応援要請

災害が発生した区域の関係市町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を要請するものとする。

(2) 他の特別防災区域の特定事業者等に対する応援要請

災害が発生した特定事業者は、応急措置の実施のため必要があると認めるときは、他の特別防災区域の特定事業者又は共同防災組織に対し応援を要請する。

(3) 都道府県に対する要請

知事は、災害が発生した場合において、応急措置の実施のため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し応援を要請する。

(4) 地方行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び関係公共機関に対する応援要請

ア 知事は、災害が発生した場合において、応急措置の実施のため必要があると認めるときは、地方行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）の長、関係公共機関の長、公共的団体の長及び防災上重要な施設の管理者に対し職員の派遣等を要請するものとする。

イ 災害が発生した区域の市町長は、応急措置の実施のため必要があると認めるときは、地方行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）の長に対し職員の派遣等を要請するものとする。

2. 要請手続

応援を要請する場合には、文書をもって次の事項を明らかにして行うものとする。ただし緊急の場合は、口頭又は電話等によるものとし、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする人員及び防災資機材の数
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 応援を必要とする区域及び活動内容
- (5) その他必要な事項

3. 応援要請の指示

知事は、関係市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害が発生した区域の関係市町に対し、他の市町村長に応援を要請すべきことを指示するものとする。

4. 応援協力

応援の要請を受けた場合は、正当な理由がない限りこれに応援し、又は協力するよう努めるものとする。この場合、応急措置が的確かつ円滑に実施されるようあらかじめ相互に協議を整えておくものとする。

第9節 自衛隊の災害派遣に関する計画

災害の発生に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合の自衛隊法第83条に基づく自衛隊の災害派遣に関して定める。

1. 災害派遣要請の基準

異常現象の発生に際し、防災関係機関の実施する応急対策に人員及び防災資機材等の不足をきたし、かつ人命又は財産の保護のため必要があると認める場合とする。

ただし、特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認められるときは、第22普通科連隊長は、要請を待たないで部隊を派遣する。

2. 災害派遣の要請権者

- (1) 陸上災害に関する場合 宮城県知事
- (2) 海上災害に関する場合 第二管区海上保安本部長

3. 防災関係機関の災害派遣要請

防災関係機関（宮城県及び第二管区海上保安本部を除く。）の長が自衛隊の災害派遣を要請する必要がある場合は、知事又は第二管区海上保安本部長（以下「知事等」という。）に対しこれを要請する。

この場合、知事等は必要と認めるときは自衛隊に対し災害派遣を要請する。

4. 要請手続

知事等が災害派遣を要請する場合は、第22普通科連隊長に対し文書をもって次の事項を明らかにして行うものとする。ただし緊急の場合は、口頭又は電話等によるものとし、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

なお、防災関係機関が知事等に対し要請する場合も同様とする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する人員・車両・航空機等主要資機材の概数
- (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (5) その他必要な事項

5. 派遣部隊等の出勤等

派遣要請を受けた自衛隊は、派遣すべきことを必要と認めた場合は、知事等に連絡するとともに、直ちに必要部隊数及び資機材を災害現場に派遣するものとする。

この場合、派遣する旨の連絡を受けた知事等は、派遣を要請した防災関係機関に対し、派遣部隊等の受け入れ体制をとるよう指示するものとする。

6. 派遣部隊等の撤収

- (1) 知事等は、自衛隊による派遣の目的を完了、またはその必要がなくなった場合は、第22普通科連隊長に対し、部隊等の撤収を要請するものとする。
- (2) 災害派遣部隊等の長は、知事等から要請があった場合、又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上派遣部隊等を撤収するものとする。

第10節 資機材等の調達及び輸送計画

この計画は、応急対策の実施に際し、応急対策実施責任者が所有する防災資機材等に不足を生じ又は生ずるおそれがある場合における防災資機材等の調達及びその輸送等について定める。

1. 調達先等

調達先及び調達可能量は、概ね次のとおり。

(1) 消火薬剤

- ① 宮城県
 - 防災資機材センター 49, 6000
- ② 消防機関
 - ア 仙台市 50, 9600
 - イ 塩釜地区消防事務組合 13, 9100
- ③ 特定事業所等
 - ア 仙台地区 122, 9500
 - イ 塩釜地区 68, 2900
- ④ 他 県
消防庁を通じ他県から調達する。
- ⑤ 県内販売業者
県内販売業者の備蓄又は県内販売業者を通じ製造業者等から調達する。

(2) 油処理剤

- ① 宮城県
 - ア 防災資機材センター 13, 7600
 - イ 塩釜地区消防事務組合委託分 8000
 - ウ 港湾事務所分 仙台地区 1, 1000, 塩釜地区 2700
 - エ 地方振興事務所（水産漁港部） 3, 3660
- ② 特定事業所等
 - ア 仙台地区 4, 8240
 - イ 塩釜地区 8, 979.50
- ③ 県内販売業者
県内販売業者の備蓄又は県内販売業者を通じ製造業者等から調達する。

(3) オイルフェンス

- ① 宮城県
 - ア 防災資機材センター 2, 100m
 - イ 県内消防署委託分 340m
 - ウ 港湾事務所分 仙台地区 680m, 塩釜地区 620m
 - エ 地方振興事務所（水産漁港部） 2, 985m
- ② 特定事業所等
 - ア 仙台地区 7, 380m
 - イ 塩釜地区 3, 520m
- ③ 他 県
消防庁を通じ他県から調達する。

(4) 油吸着材

- ① 宮城県
 - ア 防災資機材センター 4, 650.5 kg
 - イ 県内消防署委託分 1, 575 kg
 - ウ 港湾事務所分 仙台地区 1, 869 kg, 塩釜地区 370 kg
 - エ 地方振興事務所（水産漁港部） 3, 620 kg
- ② 特定事業所等
 - ア 仙台地区 7, 045 kg
 - イ 塩釜地区 2, 964 kg
- ③ 農業関係団体

県農林水産部を通じ宮城県藁工品振興対策協議連合会からむしろ等を調達する。

④ 他 県

消防庁を通じ他県から調達する。

⑤ 県内販売業者

県内販売業者の備蓄又は県内販売業者を通じ製造業者等から調達する。

(5) 化学消防車

① 消防機関

ア 名取市・岩沼市・栗原市・気仙沼本吉地域・黒川地域・仙南地域・大崎地域・登米市
各 1 台

イ 仙 台 市 7 台

ウ 塩釜地区消防事務組合 3 台

エ 石巻地区広域行政事務組合 3 台

② 自 衛 隊 1 台

③ 特定事業所等

J X 日鉱日石エネルギー(株)仙台製油所 1 台

④ そ の 他

県内消防署から発泡設備を有する消防車等を調達する。

(6) 消 防 艇

① 宮城海上保安部

第二管区海上保安本部を通じ他の海上保安部の巡視船艇の応援を要請する。

② 消防機関

ア 塩釜地区消防事務組合 1 隻

イ 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合 1 隻

③ えい船業者

県内に所在するえい船業者の化学消防設備を有するタグボート等を要請する。

(7) 特殊作業船

タグボート等特殊作業船を有するえい船会社に要請する。

2. 調 達 手 続

防災資機材を調達する場合は、調達先に対し文書により、次の事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行うものとし、事後において文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び調達理由
- (2) 必要とする防災資機材の数量
- (3) 輸送方法
- (4) その他必要な事項

3. 輸 送 方 法

調達防災資機材の緊急輸送は、原則として災害発生事業所の自衛防災組織等又は防災資機材に不足をきたした機関が輸送するものとし、これが不可能又は著しく困難な場合は、調達先に依頼するほか、次の方法により輸送する。

(1) 陸上輸送

ア 災害派遣の要請による自衛隊の車両

イ 運送業者の車両

ウ 防災関係機関の車両

(2) 航空輸送

災害派遣の要請による自衛隊の航空機

(3) 海上輸送

海上運送業者の船艇

4. 輸送の確保

防災本部長の要請があった場合において、災害の救助その他公共の安全維持のために必要であり、かつ運送を行う

者がいない場合、又は著しく不足する場合は、自動車運送事業者、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対し運送を命じる等、必要な措置を講ずる。

5. 集積場所

調達した防災資機材等は、災害現場に直接集積するものとし、防災資機材が大量の場合又は直ちに使用しないものは、一時防災本部が指定する場所に集積するものとする。

第 11 節 応急公用負担等の実施に関する計画

災害が発生し又は発生しようとしている場合における、物的公用負担及び人的公用負担等について定める。

1. 実施責任及び範囲

(1) 関係市町長

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めた場合は、次の措置を講ずることができる。

ア 当該市町の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。

イ 災害現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。

ウ 当該市町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急業務に従事させること。

(2) 警察官又は海上保安官

関係市町長若しくはその委任を受けて、前(1)に掲げる措置を行う関係市町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、前(1)に掲げる措置を行うことができる。

(3) 知事

ア 災害が発生した場合において、次に掲げる事項について応急措置を実施するため必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用することができる。

(ア) 施設及び設備の応急の復旧

(イ) 清掃、防疫その他の保健衛生

(ウ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

(エ) 緊急輸送の確保

(オ) その他災害の発生の防衛又は防止のための措置

イ 災害が発生した場合において、当該災害の発生により関係市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、(1)の市町の応急公用負担等を代わって実施することができる。

(4) 消防吏員又は消防団員等

ア 火災が発生し又は発生しようとしている場合において、緊急の必要があるときは、次の措置を講ずることができる。

(ア) 火災が発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること。

(イ) 火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させること。

イ 消防長又は消防署長

(ア) 延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

(イ) 消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要があるときは、(ア)以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

(5) その他の関係機関

災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認める場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及びその他の法令の定めるところにより応急公用負担を実施することができる。

2. 応急公用負担の手続

(1) 市町長又は警察官若しくは海上保安官は、当該市町の区域内の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土

石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用した場合は、速やかに、当該土地等の所有者、占有者その他権原を有する者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 当該土地建物等の名称又は種類

イ " の形状及び数量

ウ " の所在した場所

エ " の当該処分に係る期間又は期日

オ その他の事項

(2) 知事は、従事命令、協力命令若しくは保管命令を發し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用しようとするときは、次の事項を記載した公用令書を交付しなければならない。

ア 公用令書を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名所及び主たる事務所の所在地）

イ 当該処分の根拠となった法律の規定

ウ その他

（ア）従事命令にあっては従事すべき業務、場所、期間

（イ）保管命令にあっては保管すべき物件の種類、数量、保管場所及び期間

（ウ）施設の管理、使用又は収用にあっては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分の期間又は期日

3. 損失補償等

当該計画の定めるところにより、応急公用負担を実施した場合において、その実施により損失及び損害等を生じた者に対し、災害対策基本法及びその他の法令の定めるところにより、その損失及び損害等を補償しなければならない。

4. 自衛防災組織等に対する指示

(1) 市町長及び宮城海上保安部長

災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施について必要があると認めるときは、自衛防災組織等に対し、その措置の実施について指示するものとする。

(2) 警察官

市町長若しくはその委任を受けて(1)の指示を行う市町の吏員及び宮城海上保安部長若しくはその委任を受けて(1)の指示を行う海上保安官がその場にいなく、又はこれらの者から要求があった場合は次の事項に関して(1)の指示をするものとする。

ア 人命の救助

イ 危険な区域への立入り禁止

ウ 危険な区域からの退去